

平成 28 年 度

第 2 回

定期 監査 報告 書

< 環 境 部 >

環 境 政 策 課

ご み 対 策 課

下 水 道 課

小 金 井 市 監 査 委 員

(写)

小 監 発 第 4 8 号

平成 2 9 年 3 月 2 4 日

小 金 井 市 長 西 岡 真 一 郎 様

小 金 井 市 議 会 議 長 篠 原 ひ ろ し 様

小金井市監査委員 重 永 邦 敏

同 露 木 肇 子

同 中 山 克 己

平成 2 8 年 度 第 2 回 定 期 監 査 の 結 果 に つ い て (報 告)

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、平成 2 8 年 度 第 2 回 定 期 監 査 を 実 施 し た の で、同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り、そ の 結 果 を 別 紙 「定 期 監 査 結 果 報 告 書」 の と お り 報 告 し ま す。

な お、こ の 監 査 の 結 果 に 基 づ き、又 は こ の 監 査 の 結 果 を 参 考 と し て 措 置 を 講 じ た と き は、そ の 旨 を 同 条 第 1 2 項 の 規 定 に よ り 通 知 願 い ま す。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

環境部（環境政策課、ごみ対策課、下水道課）、行政監査は「市の附属機関である委員会、審議会及び会議等の運営状況について」とする。

3 監査の範囲

平成28年4月1日から平成28年10月31日までの事務事業を中心とし、必要に応じてその前後とした。

4 監査の方法

環境部所管の事務事業が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、書類審査及び関係職員からの説明聴取その他必要と認める方法により、本監査を実施した。

5 監査の期間

平成28年11月1日から平成29年1月19日まで

<実施年月日等>

実施月日	時間	対象課	場所
1月16日（月）	10：00～14：10	環境政策課、ごみ対策課、 下水道課	監査委員室
1月17日（火）	9：00～17：00	備品・郵券等検査	各課
1月19日（木）	10：00～11：00	備品・郵券等検査	各課

第2 監査の結果

1 概 評

監査対象とした環境部環境政策課、ごみ対策課、下水道課の予算執行状況は別表のとおりで、計数の誤りは認められず、事務事業についても、おおむね、適正に執行されていると認められた。

なお、予算執行状況のほか、執行体制とその事務取扱いの一部に、検討、改善が必要と認められる事項が見受けられたので、以下に述べる。

2 検討要望事項等

(1) 小金井市環境配慮住宅型研修施設の有効活用について（環境政策課）

小金井市環境配慮住宅型研修施設（以下「研修施設」という。）は、地域から、地球温暖化を防止すること、暮らしの中で温室効果ガス発生を抑制すること、環境負荷を低減した生活に関することを、市民、事業者及び本市が協力して普及啓発していくことを目的として設置された施設であって、特定非営利活動法人に、その管理に係る関連業務と、運営支援業務を委託している施設である。

今般、平成28年度第2回定期監査に当たり、研修施設の利用状況に係る資料の提出を受け、平成28年度4月から10月までの利用者数を確認したところ、開館日一日当たりの平均利用者数は、最も利用者数が多い月で10.3人であり、少ない月では4.3人という状況であった。また、現地監査を実施したところ、研修施設に設置されている調理スペースについては、充実した調理、厨房機器があるにもかかわらず、使用されている痕跡が、ほとんど認められなかった。

研修施設には、環境負荷を低減するための太陽光発電パネルの発電機器、太陽熱温水器を利用した研修施設内部の温熱環境整備など、幾つもの環境技術・設備が導入されており、また、午前9時から午後9時までの開館に際し、特定非営利活動法人に対する上半期での委託料2,512,350円を含む、研修施設の維持管理事業に要する経費の上半期の執行額の総額が、2,648,457円に対し、みどり東京・温暖化防止プロジェクト市町村助成金1,000,000円（平成28年度当初予算額）の一部充当額はあるものの、上半期での研修施設使用料の収入総額は46,900円、研修施設太陽光発電余剰電力の

収入額は91,224円となっており、このような設備及び維持管理事業に係る収支状況を考慮すると、所管課である環境政策課においては、研修施設の有効活用の方法と、委託契約の内容に応じた単価契約への変更など、契約方法の見直しについて、なお一層の検討が必要であるものと考えられる。

今後、環境政策課におかれては、研修施設の有効活用に向けて、市内にある小中学校を始めとした大学などの教育関係機関に対して、研修施設に関する情報発信の取組みなどを、委託先と連携を図りながら積極的に推進し、環境関連団体を含めたそれらの機関との関係性を深めて、研修施設の利用促進を図るなど、より多くの市民に環境学習の場として利用してもらえるよう、例えば、食育学習や環境講座を開催する際には、調理スペースを活用したものとするなど、なお一層の研修施設の有効活用の方策の検討に努められたい。

(2) 小金井市梶野公園サポーター会議補助金交付要綱の見直しと整備について
(環境政策課)

小金井市梶野公園サポーター会議補助金交付要綱は、その第2条において、補助対象経費の範囲を規定しているが、補助対象となる経費の基準、すなわち、補助対象とする用途の詳細が、具体的なものとして明確化されていないため、今後、サポーター会議が活動する経費のうち、どのような用途の経費を補助対象とするのか、その範囲を具体的に明確化し、限定する必要がある。

これについては、補助金を他の用途に使用した場合、第10条第1項第2号で、補助金の取消し又は返還について、第2条の規定に定められた補助対象となる経費の範囲、つまり、経費に係る具体的な用途の明確化がされていない場合、現在の規定では、取消し、返還の際の基準が不明確になることにつながるおそれもある。よって、補助金が公正なものとして支出されているという、その透明性を確保する観点からも、第2条に係る見直しについて、早期に着手されるよう要望する。

なお、第8条においても、市長への実績報告の提出時期を規定しているが、その時期については、「補助事業完了後1か月以内及び会計年度の終了時期の2回」とも解釈ができるため、現状の実績報告の提出時期である会計年度の終了時期とするよう、第2条の見直しとあわせて、条文の整備を図られたい。

(3) 公印の整備について（下水道課）

現地監査においては、現金出納簿、前渡金、概算払整理簿及び郵便切手等受払簿等を始めとする、課ごとに備えなければならない帳簿とともに、備品に係る管理及び整備状況の監査を、定期監査の対象とした課ごとに実施しているが、今回、現地監査を実施した下水道課において、備品となっている公印に係る管理、整備状況の確認をしたところ、小金井市会計事務規則（以下「会計事務規則」という。）第6条の2第1項別表中に定められた、下水道使用料及び下水道台帳のコピーサービス料金（以下「使用料・雑入」という。）に係る収納事務がありながら、小金井市出納員印（以下「出納員印」という。）及び小金井市金銭出納員領収印（以下「金銭出納員領収印」という。）が整備されていないことが判明した。

また、会計事務規則第4条及び第5条の規定に基づき、金銭出納員及び現金取扱員の設置に伴う任命手続は適正に行われていたものの、小金井市公印規則（以下「規則」という。）別表第1中には、規則第3条第1項の規定に沿った、出納員印及び金銭出納員領収印が規定されていないことも判明した。

現金を取扱う金銭出納事務において、出納員印は、金銭出納員が会計事務規則第6条の2第1項の規定に基づき、会計管理者から金銭出納事務の一部を受任したその権限を示すものであるとともに、その事務の一部を現金取扱員に対して再委任も行う、自らの意思とその責任を明らかにする役割を果たすものでもあり、また、金銭出納員領収印は、金銭の授受を証明する印としての役割を果たし、権利義務の発生及び消滅に係る事実を示す、重要な役割を果たすべきものである。

下水道料金についていえば、上水道料金とともに、東京都がその徴収事務を受託していることから、実務上の影響や支障は少ないものと考えられるが、一部、下水道課における使用料及び雑入の収納が行われていることから、金銭出納事務を取扱う上では、上記の観点から、必ず整備しなければならないものである。

それゆえに、会計事務規則に基づく合規性を担保する目的から、その責任と意思を明らかにするための出納員印と、権利義務の発生及び消滅の事実に係る金銭出納員領収印を速やかに購入するとともに、早急に、適正な公印の管理及び整備に向けた関連事務に着手されたい。

(4) 予算執行計画書の作成等について（全課共通）

定期監査においては、毎回、小金井市予算事務規則第11条各項に基づいて作成された予算執行計画書の執行計画と、定期監査の対象期間における予算の執行状況を確認しているところであるが、今回、定期監査の対象とした環境部においても、その執行計画書に基づく予算の執行状況を確認したところ、歳出予算の予算執行計画書に、実際の執行状況とは乖離した執行計画が、数多く計画されていることが散見された。

本市における歳出予算の配当に当たっては、小金井市予算事務規則第15条の規定により、予算が成立すると同時に（当初予算にあつては4月1日）当該予算の執行に係るみなし配当が基本的に行われており、今回、歳出予算の執行計画と執行状況が乖離した背景には、その当初予算額を単純に12か月に等分し、その額を、四半期ごとの4つの区分ごとに3か月分を割り当てて、執行計画が作成されたことがあることによるものであると考えられる。

歳出予算の執行計画を定めるそもそもの目的は、地方自治法第220条第1項及び第2項並びに地方自治法施行令第150条第1項の規定にもあるとおり、予算の計画的かつ効率的な執行を確保し、予算執行計画の決定に伴い、支出負担行為を行うことができる限度額として、予算の配当を行うとともに、予算が最も効率的に、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、予算を円滑に執行していくことにあり、引いては、予算の執行計画と予算配当に基づいて、実際に執行するための支払準備金を、現実の予算執行の前提として確保することに対し、影響を及ぼさないようにすることにつなげるためのものでもある。

したがって、予算執行計画書の作成においては、その作成要領にて、「予算額を単純に12か月に等分することなく、確実性のある計画をたてる」旨が庁内へ通知されている（平成28年6月1日付け小企財発第49号企画財政部長通知）ところでもあり、今後、予算の執行計画書の支出計画と予算執行状況との間で、著しい乖離が起きないように、事務事業における過去の執行状況の実績データの分析や検証などを行い、そのデータを参考とすることによって、作成要領に沿った適切な予算執行計画書の作成を行うとともに、法令の趣旨を踏まえ、予算の計画的かつ効率的な執行に努めていただきたい。

予算の執行状況【環境部】

(平成28年10月31日現在)

[環境政策課]

一般会計 歳入

(単位：円)

予 算 科 目				予算現額	調定済額	収入済額	収入率 (%)		
款	項	目	節				対予算	対調定	
12 使用料及び 手数料	1 使用料	3 衛生使用料	1 保健衛生料	60,000	46,900	46,900	78.2	100.0	
		5 土木使用料	3 公園使用料	502,000	948,583	943,133	187.9	99.4	
	2 手数料	2 衛生手数料	3 工場公害防止 認可手数料	3	17,000	0	0	0.0	—
			4 雑草等除去 手数料	4	79,000	45,300	45,300	57.3	100.0
		3 土木手数料	5 都市計画関係 手数料	5	1,000	1,500	1,500	150.0	100.0
13 国庫支出金	2 国庫補助金	4 土木費国庫 補助金	1 都市計画費 補助金	41,000,000	0	0	0.0	—	
14 都支出金	2 都補助金	3 衛生費都 補助金	1 保健衛生費 補助金	41,000	0	0	0.0	—	
		6 土木費都 補助金	2 都市計画費 補助金	43,424,000	0	0	0.0	—	
	3 委託金	3 衛生費委託金	2 公害事務委託金	17,000,000	0	0	0.0	—	
		4 土木費委託金	3 河川維持業務 委託金	1,544,000	1,307,000	0	0.0	0.0	
15 財産収入	1 財産運用収入	2 利子及び配当金	1 利子及び配当金	14,000	6,972	6,972	49.8	100.0	
	2 財産売払収入	2 物品売払収入	1 物品売払収入	5,000	1,000	1,000	20.0	100.0	
16 寄附金	1 寄附金	2 土木費寄附金	2 緑化事業 寄附金	1,000	30,392	30,392	3,039.2	100.0	
17 繰入金	1 基金繰入金	4 みどりと公園 基金繰入金	1 みどりと公園 基金繰入金	17,580,000	0	0	0.0	—	
19 諸収入	5 雑入	6 雑入	1 雑入	1,186,000	1,091,224	1,091,224	92.0	100.0	

一 般 会 計 歳 出

(単位：円)

予 算 科 目				予算額	流 充 用 等 増 減 額	予算現額	執行済額	執行率 (%)		
款	項	目	節							
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	4 環 境 衛 生 費	11 需 用 費	195,000	0	195,000	133,685	68.6		
			12 役 務 費	3,000	0	3,000	2,050	68.3		
			18 備 品 購 入 費	249,000	0	249,000	213,840	85.9		
		5 環 境 対 策 費	1 報 酬	2,554,000	流 △ 20,000	2,534,000	1,276,800	50.4		
			7 賃 金	129,000	0	129,000	0	0.0		
			8 報 償 費	21,000	0	21,000	0	0.0		
			11 需 用 費	502,000	流 △ 11,000	491,000	123,894	25.2		
			12 役 務 費	140,000	0	140,000	54,671	39.1		
			13 委 託 料	8,764,000	流 11,000	8,775,000	2,745,429	31.3		
			14 使 用 料 及 借 び 料	177,000	0	177,000	84,712	47.9		
			19 負 担 金 補 助 及 借 付 金	11,495,000	流 20,000	11,515,000	3,179,350	27.6		
		8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	5 公 園 緑 地 費	1 報 酬	202,000	0	202,000	81,000	40.1
					8 報 償 費	149,000	0	149,000	0	0.0
11 需 用 費	17,098,000				流 △ 3,000	17,095,000	8,203,650	48.0		
12 役 務 費	2,911,000				0	2,911,000	1,633,814	56.1		
13 委 託 料	96,016,000				0	96,016,000	11,624,054	12.1		
14 使 用 料 及 借 び 料	52,000				流 3,000	55,000	28,278	51.4		
15 工 事 請 負 費	7,344,000				0	7,344,000	0	0.0		

(8土木費)	(4都市計画費)	(5公園緑地費)	16 原材料費	826,000	0	826,000	297,452	36.0
			17 公有財産購入費	156,192,000	0	156,192,000	66,197,392	42.4
			19 負担金補助及び交付金	5,229,000	0	5,229,000	900,000	17.2
			22 補償補填及び賠償金	20,000	0	20,000	0	0.0
		7 みどり公園基金費	25 積立金	15,000	0	15,000	6,972	46.5
10 教育費	4 社会教育費	4 文化財保護費	13 委託料	978,000	0	978,000	0	0.0

[ごみ対策課]

一般会計 歳入

(単位：円)

予 算 科 目				予算現額	調定済額	収入済額	収入率 (%)	
款	項	目	節				対予算	対調定
11 分担金及び負担金	1 負担金	2 衛生費負担金	1 清掃費負担金	632,000	632,000	632,000	100.0	100.0
12 使用料及び手数料	1 使用料	3 衛生使用料	1 保健衛生使用料	3,396,000	12,869,790	12,869,790	379.0	100.0
	2 手数料	2 衛生手数料	1 清掃手数料	413,207,000	188,204,975	195,172,650	47.2	103.7
15 財産収入	1 財産運用収入	2 利子及び配当金	1 利子及び配当金	451,000	248,454	248,454	55.1	100.0
		3 基金運用収入	1 基金運用収入	215,000	24,986	24,986	11.6	100.0
	2 財産売払収入	2 物品売払収入	1 物品売払収入	537,000	0	0	0.0	—
17 繰入金	1 基金繰入金	3 環境基金繰入	1 環境基金繰入	423,100,000	0	0	0.0	—
19 諸収入	1 延滞金・加算金及び過料	1 延滞金	1 延滞金	1,000	0	0	0.0	—
		3 過料	1 過料	1,000	0	0	0.0	—
	5 雑入	2 弁償金	1 弁償金	0	2,300	2,300	—	100.0

(19諸 収 入)	(5 雑 入)	6 雑 入	1 雑 入	52,244,000	30,460,631	30,408,311	58.2	99.8
------------	----------	-------	-------	------------	------------	------------	------	------

一 般 会 計 歳 出

(単位：円)

予 算 科 目				予算額	流 充 用 等 増 減 額	予算現額	執行済額	執行率 (%)
款	項	目	節					
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	4 環 境 衛 生 費	11 需 用 費	215,000	0	215,000	85,998	40.0
			2 清 掃 費	1 清 掃 総 務 費	1 報 酬	1,980,000	0	1,980,000
	7 賃 金	233,000	0		233,000	0	0.0	
	11 需 用 費	952,000	流 55,000		1,007,000	446,609	44.4	
	12 役 務 費	66,000	0		66,000	46,247	70.1	
	13 委 託 料	1,742,000	0		1,742,000	439,560	25.2	
	14 使 用 料 及 び 借 賃 料	351,000	0		351,000	121,032	34.5	
	19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	3,276,000	0		3,276,000	2,453,000	74.9	
	22 補 償 補 填 及 び 賠 償 金	10,000	0		10,000	0	0.0	
	23 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	1,000	0		1,000	0	0.0	
	2 塵 芥 処 理 費	1 報 酬	1,812,000		0	1,812,000	242,000	13.4
		8 報 償 費	17,735,000	0	17,735,000	7,889,860	44.5	
		9 旅 費	191,000	流 △ 3,000	188,000	151,432	80.5	
		11 需 用 費	72,692,000	流 304,000	72,996,000	19,459,136	26.7	
		12 役 務 費	2,888,000	0	2,888,000	313,226	10.8	
	13 委 託 料	1,896,209,000	流 △ 331,000	1,895,878,000	911,944,521	48.1		

(4 衛生費)	(2 清掃費)	(2 塵芥処理費)	14	使用料及び借	19,469,000	流 △ 25,000	19,444,000	10,445,729	53.7	
			16	原材料費	34,000	0	34,000	0	0.0	
			18	備品購入費	304,000	0	304,000	196,020	64.5	
			19	負担金補助及び交付金	617,980,000	0	617,980,000	345,647,500	55.9	
			22	補償補填及び賠償金	1,000		1,000	0	0.0	
		3	し尿処理費	12	役務費	19,000	0	19,000	10,366	54.6
				13	委託料	9,367,000	0	9,367,000	4,683,420	50.0
				19	負担金補助及び交付金	6,835,000	0	6,835,000	5,127,000	75.0
		4	環境基金費	25	積立金	400,666,000	0	400,666,000	273,440	0.1

[下水道課]

下水道事業特別会計

歳入

(単位：円)

予 算 科 目				予算現額	調定済額	収入済額	収入率 (%)		
款	項	目	節				対予算	対調定	
1	分担金及び負担金	1 負担金	1 下水道事業受益者負担金	2,000	0	0	0.0	—	
2	使用料及び手数料	1 使用料	1 下水道使用料	985,401,000	512,379,124	489,219,172	49.6	95.5	
		2 手数料	1 総務手数料	253,000	60,000	60,000	23.7	100.0	
3	国庫支出金	1 国庫補助金	1 土木費国庫補助金	24,200,000	0	0	0.0	—	
4	都支出金	1 都補助金	1 土木費都補助金	1 都市計画費補助金	275,000	0	0	0.0	—
			2 下水道防災事業費補助金	1 地震対策下水道費補助金	325,000	0	0	0.0	—
			3 下水道長寿命化支援事業費補助金	1 下水道長寿命化支援事業費補助金	862,000	0	0	0.0	—

5 財産収入	1 財産運用収入	1 利子及び配当金	1 利子及び配当金	8,000	0	0	0.0	—
6 寄附金	1 寄附金	1 寄附金	1 寄附金	1,000	0	0	0.0	—
7 繰入金	1 他会計繰入金	1 一般会計繰入金	1 一般会計繰入金	408,124,000	310,000,000	310,000,000	76.0	100.0
8 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1 前年度繰越金	1,000	21,916,445	21,916,445	2,191,644.5	100.0
9 諸収入	1 延滞金 及び過料	1 延滞金 及び過料	1 延滞金	1,000	0	0	0.0	—
			2 過料	1,000	0	0	0.0	—
	2 雑入	1 過年度収入	1 過年度収入	1,000	402	0	0.0	0.0
		2 雑入	1 雑入	62,000	39,152	39,032	63.0	99.7
10 市債	1 市債	1 下水道債	1 公共下水道債	49,000,000	0	0	0.0	—
			2 流域下水道債	30,000,000	0	0	0.0	—

下水道事業特別会計

歳出

(単位：円)

予 算 科 目				予算額	流 充 用 等 増 減 額	予算現額	執行済額	執行率 (%)
款	項	目	節					
1 下水道費	1 下水道管理費	1 下水道総務費	1 報酬	2,293,000	0	2,293,000	1,167,600	50.9
			2 給料	42,668,000	流 △ 1,553,000	41,115,000	22,458,900	54.6
			3 職員手当等	29,175,000	流 981,000	30,156,000	13,220,684	43.8
			4 共済費	14,762,000	流 572,000	15,334,000	7,763,439	50.6
			5 災害補償費	1,000	0	1,000	0	0.0
			9 旅費	136,000	流 3,000	139,000	56,285	40.5
			11 需用費	1,211,000	流 △ 3,000	1,208,000	806,003	66.7

(1 下水道費)	(1 下水道管理費)	(1 下水道総務費)	12 役 務 費	169,000	0	169,000	119,923	71.0	
			13 委 託 料	186,675,000	0	186,675,000	89,156,000	47.8	
			14 使 用 料 及 び 賃 借 料	3,365,000	0	3,365,000	1,552,237	46.1	
			19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	693,430,000	0	693,430,000	357,683,417	51.6	
			22 補 償 補 填 及 び 賠 償 金	10,000	0	10,000	0	0.0	
			23 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	1,587,000	0	1,587,000	1,203,488	75.8	
			27 公 課 費	13,601,000	0	13,601,000	4,093,200	30.1	
			2 下水道維持費	1 報 酬	2,074,000	0	2,074,000	1,146,600	55.3
				11 需 用 費	1,405,000	0	1,405,000	30,450	2.2
				12 役 務 費	250,000	0	250,000	165,438	66.2
				13 委 託 料	35,562,000	0	35,562,000	9,255,978	26.0
				14 使 用 料 及 び 賃 借 料	342,000	0	342,000	170,136	49.7
				15 工 事 請 負 費	65,880,000	0	65,880,000	11,484,511	17.4
		2 下水道建設費	1 下水道建設費	11 需 用 費	96,000	0	96,000	79,405	82.7
				13 委 託 料	75,774,000	0	75,774,000	0	0.0
				15 工 事 請 負 費	135,732,000	0	135,732,000	48,672,000	35.9
				19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	34,673,000	0	34,673,000	10,955,803	31.6
2 基金積立金	1 基金積立金	1 公共下水道事業基金積立金	25 積 立 金	9,000	0	9,000	0	0.0	
3 公 債 費	1 公 債 費	1 元 金	23 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	101,842,000	0	101,842,000	48,481,324	47.6	

(3公債費)	(1公債費)	2 利 子	23 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	37,643,000	0	37,643,000	18,899,660	50.2
4 予 備 費	1 予 備 費	1 予 備 費	29 予 備 費	8,540,000	0	8,540,000	0	0.0

(注) 流は流用の額を表す。